

ユマニチュード認証取組確認書

ユマニチュード認証取得に取り組むにあたり、下記についてお互いに遵守することを確認します。

1. ユマニチュード認証に取り組む組織（認証準備会員ならびに認証会員）と日本ユマニチュード学会は、認証制度に関する基本規程と認証制度案内書類等の内容を理解し合意した上で、当該組織の認証取得と認証制度の発展に向け、互いに助け合い協働する。
2. 認証準備会員ならびに認証会員は、ユマニチュードの五原則ならびに生活労働憲章の遵守と実践のためあらゆる努力を続ける。
3. 認証準備会員ならびに認証会員は、ユマニチュードの実践において先行し推奨される存在であることを常に意識し、最大限の努力を払う。
4. 日本ユマニチュード学会は、認証準備会員ならびに認証会員が、ユマニチュードの実践において先行し推奨される存在であることを、様々な方法で社会に知らしめるよう最大限の努力を払う。
5. 認証準備会員ならびに認証会員は、日本ユマニチュード学会から使用を許可されたオンラインダッシュボードに、自己評価を始めとする最新の情報を適時適切に入力するなど、取り組みの進捗を共有する。日本ユマニチュード学会はその内容を確認し、適時適切にフィードバックを行う。
6. 日本ユマニチュード学会は、認証準備会員ならびに認証会員からの相談や援助の依頼について、常に誠意を持って適時適切に対応する。
7. 認証準備会員ならびに認証会員は、所定の年会費、実費、審査料等の費用を負担する。
8. 認証準備会員ならびに認証会員の依頼に基づき日本ユマニチュード学会職員が当該組織を訪問する場合かかる交通費・宿泊費の実費（担当職員の自宅から当該組織間）を当該組織が負担する。
9. 認証準備会員ならびに認証会員（ブロンズ・シルバー）は、開始後3年以内に上位認証の取得、もしくは現認証の更新を行う。ゴールド認証取得後は、5年ごとに所定の方法にて更新を行う。
10. 認証準備会員ならびに認証会員は、本学会が使用を認めた認証ラベルを掲示・使用することができる。ただし、使用にあたっては別途定める要領等を遵守する。
11. 認証準備会員ならびに認証会員が、ユマニチュードの価値観や社会常識に反する行為、もしくは日本ユマニチュード学会の規程に反する行為を行った場合、当学会は当該会員に対して改善の指示を行う。問題が著しく悪質である場合、もしくは会員が改善の指示に従わない場合は、当該認証を取り消す。
12. 認証準備会員ならびに認証会員と日本ユマニチュード学会は、互いの信頼と協力関係のもと、ユマニチュードの実践を通じて質の高いケアを拡大・浸透させ、自立と自律が尊重された社会づくりに貢献することを誓う。

年 月 日

(認証準備会員名及び代表者名)

捺印

一般社団法人日本ユマニチュード学会 代表理事

捺印